

補足事項

(1) 遺伝資源の取扱いについて

海外の遺伝資源（遺伝子を含む生物サンプル、生死は問わず組織片や細胞も含む）および関連する伝統的知識を利用して行う研究では、名古屋議定書への対応が必要になる場合があります。海外渡航先での譲渡・採取・購入・調査など、また外国人研究者や留学生による持ち込みにご注意ください。

<参考>*学内専用

<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/risk-management/genetic/grtk>

該当する研究計画がある場合は、遺伝資源対応窓口までご連絡ください。

【連絡先】 abs@t.thers.ac.jp

(2) 輸出管理について

外国人研究員の受入れにあたり、外為法の遵守が必要とされます。

外国人特別研究員・招へい研究者の募集に応募される際は、

「様式1 留学生・外国人研究者等の受入れの輸出管理確認リスト」の内容を確認の上、電子申請を行って下さい。

(<https://www.aip.nagoya-u.ac.jp/securityexport/system>)

安全保障輸出管理のホームページから「ログイン」をクリック頂き、画面の指示に従って頂けますと電子申請のページにアクセスが可能になります。

「楽々Workflow II」の左側の見出し部分の

－安全保障輸出管理システム

－受入れ要否確認シート

－留学生等の輸出管理リスト タブを押し、右側の新規申請に入力ください。

電子申請は学内からのみ行うことが可能です。

VPN 接続ではアクセスできません。

ご不明な点等ございましたら、輸出管理相談窓口までご連絡ください。

【連絡先】 anzen@aip.nagoya-u.ac.jp （内線 6702、6443）